

町田市
ひとり親家庭のしおり
2024年度版



町田市 子ども総務課

はじめに

「ひとり親家庭」とは、両親のいる家庭に対して、母親と子ども、または父親と子どもだけからなる世帯をいいます。

様々な事情でひとり親家庭になった時、生活上の多くの問題をひとりで抱え込むことになり、大きな負担がかかることとされます。

国や都、市ではひとり親家庭の方々の負担を少しでも軽減するため、様々な制度を設けて事業を実施していますが、事業を担当する部署が多岐にわたることから、市民の皆様からは、一目で制度の概要がわかるしおりが望まれていました。

このしおりは、これらの事業の内容がより理解され、広くご利用いただけるよう、「ひとり親家庭」に関する情報を幅広く掲載したものです。このしおりが少しでも市民の皆様のお役に立つことができれば幸いです。

2024年4月

町田市子ども生活部子ども総務課

※ まちだ子育てサイト
📄 <https://kosodate-machida.tokyo.jp/>

このしおりは、原則として2024年4月1日現在のひとり親家庭等に関する国や都および市の制度を中心に紹介したものです。

制度等については、変更される場合もありますので、詳細については各問い合わせ先に照会してください。

もくじ

1 相談窓口	ページ
ひとり親相談	7
女性悩みごと相談	8
養育費確保のための相談	8
養育費相談	9
養育費の取決めにかかる費用の補助	10
子ども家庭支援課	10
地域子育て相談センター	11
児童相談所	12
2 手当・各種資	
児童扶養手当	14
児童育成手当	16
児童手当	18
学費等の支援制度	19
就学援助費	21
女性福祉資金	22
母子・父子福祉資金	23
生活福祉資金	24
総合支援資金	26
3 医療費の助成	
ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）	29
乳幼児医療費助成制度（マル乳）	30
義務教育就学児医療費助成制度（マル子）	31
高校生等医療費助成制度（マル青）	32
その他の医療費助成制度	33

4 子どものこと

ひとり親家庭ホームヘルプサービス	36
ショートステイ	37
トワイライトステイ	37
産後の育児支援ヘルパー派遣	37
保育所	38
学童保育クラブ	38
町田ファミリー・サポート・センター	38
子どもの生活・学習支援	39

5 日常生活について

生活保護	41
生活・就労相談窓口	42
水道料金・下水道料金の減免	43

6 仕事について

自立支援プログラム	45
自立支援教育訓練給付金事業	45
高等職業訓練促進給付金支給事業	47
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	48
東京都立職業能力開発センター	49
東京都ひとり親家庭支援センター	50
ハローワーク	51
東京しごとセンター	53

7 年金・税金

国民年金保険料の免除制度	55
税の控除	56
住民税の非課税	57
小貯蓄金利子所得（マル優）等の非課税	57

8 交通機関の利用

[JR通勤定期券の割引](#) 59

[都バス・都電・都営地下鉄無料乗車券](#) 60

9 公営住宅の入居

[市営住宅](#) 61

[都営住宅](#) 63

[公営住宅以外の公的な住宅](#) 66

[住まいの電話相談窓口](#) 66

10 母子福祉団体

[母子寡婦福祉会](#) 68

11 ちょっと便利な情報

[市の業務等の問い合わせ先](#) 70

[子ども・子育て情報](#) 72

[インターネットで情報収集](#) 73

1 相談窓口



ひとり親相談

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

ひとり親家庭の生活全般や就労、資格取得などを目的とした給付金や、母子・父子・女性福祉資金、ヘルパー派遣などに関する相談を受けています。まずはお電話ください。

■東京都ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の生活、養育費や面会交流の相談、離婚前後の法律相談などお受けしています。 ☎ <https://haat.or.jp/>

◇はあと ☎ 03-6272-8720

場所 千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階

相談方法

- ・電話相談：通年（年末年始を除く）
9時～20時30分（火・水・木・金）
9時～17時30分（月・土・日・祝）
- ・メール相談、来庁、オンライン相談予約はホームページから

◇はあと多摩 ☎ 042-506-1182

場所 立川市曙町2-8-30 立川わかぐさビル4階

相談方法

- ・電話相談：通年（祝日を含む）
9時～17時30分（月・水・木・土・日・祝）
9時～19時30分（火・金）
- ・メール相談、来庁、オンライン相談予約はホームページから

女性悩みごと相談

■女性悩みごと相談専用電話 ☎ 042-721-4842

自分自身のこと、お子さんや家族のこと、人間関係、女性への暴力など女性が抱える様々な悩みをお聞きし、解決の糸口をご一緒に考えます。

電話による相談

月・火・木・金・土曜日 9時30分～16時
水曜日（第3水曜日を除く） 13時～20時

法律相談

毎月第2または第4木曜日 14時～16時（電話相談で予約）

■男女平等推進センター ☎ 042-723-2908

養育費確保のための相談

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

離婚前後の母または父、養育費確保に問題を抱えているひとり親の方が弁護士による無料法律相談（電話予約制）を受けられます。

相談受付

◎弁護士相談

毎月第3木曜日 13時30分～16時

☺ 養育費相談 ☺

■ 養育費相談支援センター ☎ 03-3980-4108

☎ 0120-965-419 (携帯電話・PHSは使えません)

🖥 <https://www.youikuhi-soudan.jp/>

養育費に関する電話相談やメールによる相談が可能です。また、ホームページでは、養育費の取り決めや確保の仕方、相談機関に関する情報等を入手できます。

場所 豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階

相談受付

平日（水曜日を除く）	10時～20時
水曜日	12時～22時
土曜日・祝日	10時～18時

（振替休日は、電話相談はお休みです。）

メール相談 メールアドレス：info@youikuhi.or.jp

〜養育費の取決めにかかる費用の補助〜

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

◎ひとり親が支払った下記の費用に対し、給付金を支給します。

- ・公正証書を作成する際に要する公証人手数料
- ・家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用等
- ・養育費に係る保証契約における初回保証料

対象

町田市在住で18歳未満の児童を養育するひとり親

〜子ども家庭支援課〜

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

子ども家庭支援課では、0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を行っています。子どものこと、家庭のことで悩んでいる方、まずはお電話ください。

地域子育て相談センター

- 堺地域子育て相談センター ☎ 042-770-7446
- 南地域子育て相談センター ☎ 042-710-2752
- 鶴川地域子育て相談センター ☎ 042-734-3699
- 忠生地域子育て相談センター ☎ 042-789-7545
- 町田地域子育て相談センター ☎ 042-710-2747

市内5ヶ所の地域子育て相談センターでは、0歳～18歳までのお子さんとその保護者の子育て相談に応じます。

相談内容

- ・育児相談
- ・子育て情報 など

開催時間

下記QRコードをご確認ください。



まちだ子育てサイト

☺ 児童相談所 ☺

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。相談内容は養護相談、健康管理に関する相談、身体・知的・発達障害相談、非行相談、育成相談などです。児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・サービスにあたります。

■八王子児童相談所 ☎ 042-624-1141

場所 八王子市台町3-17-30

相談日 月～金曜日

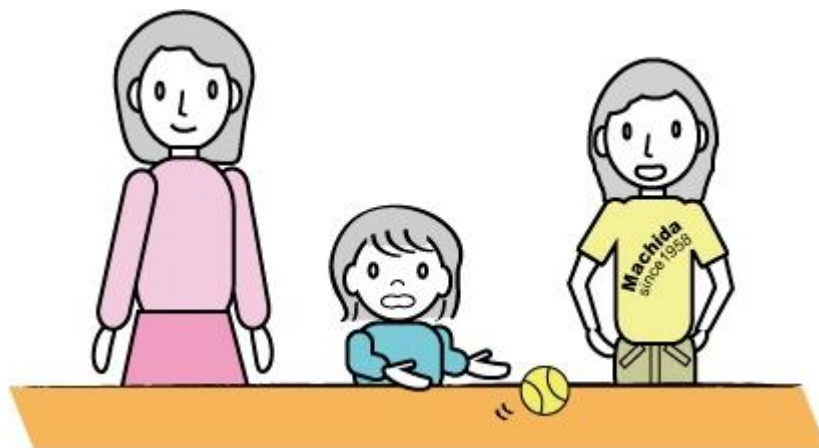
※虐待等、緊急性のある相談には、土曜・日曜、祝日（年末年始を含む）も児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）で対応しています。

相談時間 9時～17時

※夜間の虐待等、緊急性のある通報・連絡は、児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）で対応しています。

相談方法 電話、来所による相談

2 手当・各種資金



♡ 児童扶養手当 ♡

■ 子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2143

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）子どもがいるひとり親家庭等に支給される手当です。

手当月額

基本額	月額	45,500円	～	10,740円
第2子加算額	月額	10,750円	～	5,380円
第3子以降加算額	月額	6,450円	～	3,230円

それぞれ所得に応じて金額が決定されます。

対象

次のいずれかの状態にある児童を監護（養育）している母、父または父母以外で児童を養育する方（以下、受給資格者という）に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
3. 父または母が重度の障がいを持つ児童
4. 父または母に1年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
6. 父または母が1年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童

支給の制限

所得および年金の受給額によっては、手当の全部または一部の支給が停止となります。

なお、民法877条第1項の扶養義務者（直系血族または兄弟姉妹）と同居している場合は、扶養義務者の所得によっては手当の支給が停止される場合があります。

また、支給開始から5年等経過した方は、「就業」等の条件を満たしていないと、手当が2分の1に減額される場合があります。

支給の対象外

次のいずれかに該当するときは支給の対象となりません。

1. 児童または支給資格者の住所が日本国内ではないとき
2. 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
3. 児童が里親に委託されているとき
4. 児童が父（父子家庭の場合は母）と生計を同じくしているとき
5. 児童が受給者である母（父）の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしているとき

申請方法

必要書類を添えて、子ども総務課に申請してください。
必要書類についてはお問い合わせください。

支給開始

認定になった場合、申請の翌月分から手当の支給が開始されます。

◎支給月は以下のとおりです。

	支給内容
1月	11月～12月分
3月	1月～2月分
5月	3月～4月分
7月	5月～6月分
9月	7月～8月分
11月	9月～10月分

児童育成手当

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2143

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいるひとり親家庭またはひとり親家庭に準ずる家庭に支給される手当です。児童扶養手当と合わせて受けることができます。

手当月額

児童1人につき月額13,500円

対象

次のいずれかの状態にある児童を監護（養育）している母、父または父母以外で児童を養育する方に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
3. 父または母が重度の障がいをもつ児童
4. 父または母に1年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
6. 父または母が1年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童

支給の制限

所得の制限を超えると手当の受給資格はありません。

支給の対象外

次のいずれかに該当するときは支給の対象となりません。

1. 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
2. 児童が父母と生計を同じくしているとき
3. 児童が里親に委託されているとき

4. 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしているとき

申請方法

必要書類を添えて、子ども総務課に申請してください。
必要書類についてはお問い合わせください。

支給開始

認定になった場合、申請の翌月分から手当の支給が開始されます。

◎支給月は以下の通りです。

	支給内容
2月	10月～1月
6月	2月～5月
10月	6月～9月

《児童育成手当の障害手当》

一定の障がいをもつ20歳未満の児童を養育する保護者に支給されます。児童1人につき月額15,500円の手当で、ひとり親家庭の場合は13,500円の手当と合わせて受けられます。

所得の制限を超えたとき、または児童が児童福祉施設等の施設に入所しているときは、支給の対象となりません。

この他にも、障がい者に対する手当等の制度があります。

詳しくは、障がい福祉課福祉係（☎ 042-724-2148）

にお問い合わせください。

児童手当

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2139

中学校修了まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）にある児童（施設入所等児童を除く）を養育する保護者が受けられる手当です。

ひとり親家庭等の場合は、児童扶養手当、児童育成手当と合わせて受けられます。

◎手当月額（児童1人あたり）

対象	金額
3歳未満	15,000円
3歳～小学生（第1・2子）	10,000円
3歳～小学生（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

- ※ 保護者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、支給額は一律5,000円となり、所得上限限度額を超える場合、支給はされません。

（所得限度額の詳細は「[まちだ子育てサイト](#)」をご覧ください）

- ※ 第何子かについては、保護者が養育する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く）の中で数えます。

申請方法

必要書類を添えて、郵送か子ども総務課、各市民センターの窓口で申請してください。必要書類についてはまちだ子育てサイトを閲覧いただくか、お問い合わせください。

支給月

認定になった場合、申請の翌月分から支給対象となります
2月（10～1月分）、6月（2～5月分）、10月（6～9月分）

学費等の支援制度

お子さまの就学のためにお金が必要なときは、女性福祉資金から生活福祉資金まで(P23～P27)の貸付制度のほか、次のような制度があります。

① 受験生チャレンジ支援貸付事業

■町田市社会福祉協議会 ☎ 042-722-4898 (代)

場所 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

対象

一定の所得に満たない等の要件を満たした世帯（生活保護受給世帯を除く）の中学3年生と高校3年生等を対象に、学習塾の費用と受験費用について、無利子で貸し付けを行う事業です。（高校や大学に入学した場合等、返済が免除になる場合があります。）

② ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

児童扶養手当受給中のひとり親家庭の親、その家庭のは20歳未満のお子さんが、適職に就くために高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

★以下の制度は在学する学校または入学する学校へお問い合わせください。

③東京都育英資金貸付事業

■公益財団法人 東京都私学財団

🖥️ <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

④第一種奨学金《貸付で無利息》・第二種奨学金《貸付で 有利息》

■独立行政法人 日本学生支援機構

🖥️ <https://www.jasso.go.jp/>

⑤私立高等学校等入学支度金《貸付で無利息》

■公益財団法人 東京都私学財団

🖥️ <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

⑥私立高等学校等授業料軽減助成金

■公益財団法人 東京都私学財団

🖥️ <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

⑦高等学校等就学支援金

■文部科学省

🖥️ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/

⑧高校生等奨学給付金

■文部科学省

🖥️ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/

就学援助費

■町田市教育委員会 学務課 ☎ 042-724-2176

小・中学校でかかる費用の一部について援助が受けられる制度です。

対象

小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の方で、下記のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受けている方
2. 生計を共にしている家族全員の所得の合計額が、「準要保護基準額」未満の方

支給の制限

基準額については、家族の年齢等により金額が異なります。正確な金額は申請後の審査によって決定いたしますので、援助をご希望される方はご申請ください。

援助が受けられる内容

学用品通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、入学準備金、オンライン学習通信費等

申請方法

オンラインによる申請、もしくは学校（町田市立小・中学校に在籍の場合のみ）または学務課に必要書類を添えて申請してください。

町田市にお住まいで、町田市立以外の公立の小・中学校や私立の小・中学校などに在籍する児童・生徒の保護者の方も申請できます。

詳しくは町田市立小・中学校で配布されるお知らせ(申請書)または、まちだ子育てサイトをご覧ください。

女性福祉資金

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

女性が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。事前に相談ください。

対象

配偶者がいない、都内に6ヶ月以上お住まいの女性で、

1. 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
2. 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は、年間所得が2,036,000円以下で、次のいずれかに該当する方

(ア) かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある方

(イ) 婚姻歴のある40歳以上の方

保証人

原則、独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方が1人必要です。

審査

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

償還方法

償還期限内に、月賦・半年賦・年賦のいずれかで償還していただきます。指定日に償還されなかったときは、違約金が徴収されます。

貸付の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金

医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

母子・父子福祉資金

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

ひとり親家庭の方が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。事前にご相談ください。

対象

都内に6ヶ月以上お住まいのひとり親家庭の母又は父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方。

連帯保証人

独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方が1人必要です。

審査

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

償還方法

償還期限内に、月賦・半年賦・年賦のいずれかで償還していただきます。指定日に償還されなかったときは、違約金が徴収されます。

貸付の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金
医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、
就学支度資金

生活福祉資金

■町田市社会福祉協議会 ☎ 042-722-4898 (代)

世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、その資金の貸し付けと必要な相談支援を行う社会福祉制度です。実施主体は東京都社会福祉協議会です。

場所 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

対象

市内に居住している、下記のいずれかの世帯

- ① 世帯収入が収入基準を超えない世帯 ※収入基準は毎年改定
- ② 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方が属する世帯
- ③ 日常生活上で介護を要する高齢者の方が属する世帯
※緊急小口資金の場合は所得の少ない世帯のみ。

母子・父子福祉資金、女性福祉資金、東京都育英資金、日本学生支援機構（第一種奨学金）の貸付制度が利用可能な場合は、本貸付制度より優先して利用していただきます。

貸付の種類

- ・福祉資金 福祉費（出産・葬祭費用、住宅転居費用、療養費用など）
- ・教育支援資金（進学や修学に必要な費用）
- ・緊急小口資金

貸付上限額、返済（償還）期間など、詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。原則として、未払い・未契約のものが貸し付けの対象です。

連帯保証人

- ・福祉資金福祉費 原則必要
- ・教育支援資金 原則不要
- ・緊急小口資金 不要

借り入れの相談

社会福祉協議会へ電話にてご予約の上、ご相談ください。なお、貸し付けには一定の要件と審査があります。審査によってはお貸しできない場合があります。

返済（償還）方法

返済（償還）期限内に月賦で行っていただきます。連帯保証人を立てた場合や教育支援資金、緊急小口資金は無利子、連帯保証人が立てられない場合は年利1.5%（措置期間中は無利子）です。

返済（償還）期限内に完済しない場合は、残元金に対して年利3%が発生します。

総合支援資金

■町田市社会福祉協議会 ☎ 042-722-4898（代）

場所 原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

離職等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸し付けを行う制度です。実施主体は東京都社会福祉協議会です。

貸し付けに際し、原則として、生活援護課担当の「生活・就労相談窓口（P43）」による支援もともに受けることが要件になります。

対象

貸し付けを行うことにより自立の見込まれる世帯で、次の1～5のいずれにも該当する世帯。

1. 低所得世帯であって収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
2. 借入申込者の本人確認が可能であること

3. 現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
4. 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済（償還）を見込めること
5. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

連帯保証人

原則必要。立てられない場合は有利子で貸付可。

借り入れの相談

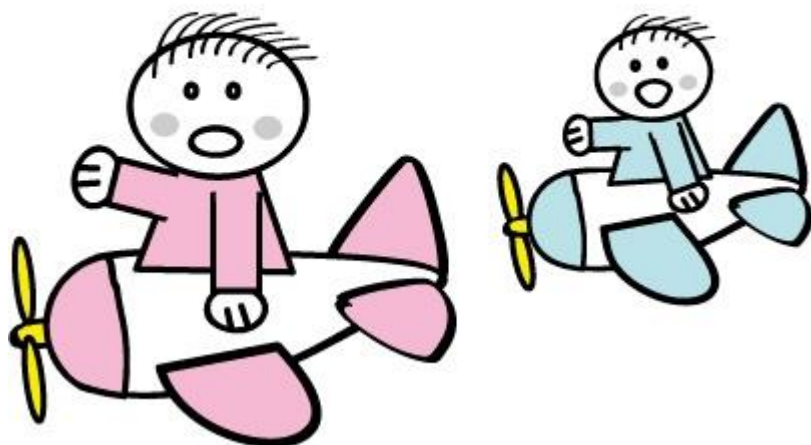
社会福祉協議会へお電話にてご予約の上、ご相談ください。貸付には一定の要件と審査があります。審査によってはお貸しできない場合があります。

返済（償還）方法

返済（償還）期限内に月賦で行っていただきます。貸し付け終了の翌月から6ヶ月の据置期間を経て10年以内で返済（償還）となります。連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人が立てられない場合は年利1.5%（措置期間中は無利子）です。

返済（償還）期限内に完済しない場合は、残元金に対して年利3%が発生します。

3 医療費の助成



ひとい親家庭等医療費助成制度(マル親)

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2143

18歳に達する日以後の最初の3月31日（児童に一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の自己負担分の全部または一部を助成する制度です。町田市外の保険診療についても助成の対象となります。

対象

次のいずれかの状態にある児童を監護（養育）している母、父または父母以外で児童を養育する方とその児童（以下、受給資格者という）に助成されます。

1. 父母が離婚を解消した児童
2. 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
3. 父または母が重度の障がいを有する児童
4. 父または母に1年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
6. 父または母が1年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童

支給の対象外

次のいずれかに該当するときは助成の対象となりません。

1. 受給資格者の前々年の所得が限度額を超えているとき
2. 民法877条第1項の扶養義務者（直系血族または兄弟姉妹）と同居している場合は、扶養義務者の前々年の所得が限度額を超えているとき
3. 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
4. 児童が父母と生計を同じくしているとき
5. 児童が里親に委託されているとき

6. 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
7. 国民健康保険・社会保険等に参加していないとき
8. 生活保護を受けているとき
9. 他の医療助成を受けているとき

助成内容

保険診療の自己負担分を助成します。
住民税が課税されている世帯の方は、一部負担があります。

申請方法

必要書類を添えて、子ども総務課に申請してください。
必要書類についてはお問い合わせください。

乳幼児医療費助成制度(マル乳)

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2139

0歳から小学校就学前までの乳幼児が、病院等で診療を受けた医療費を助成する制度です。

保護者の所得制限はありません。

助成内容

保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
保険診療以外の医療費や入院時の食事療養費は助成の対象となりません。

申請方法

必要書類を添えて、郵送か子ども総務課、各市民センターの窓口で申請してください。必要書類についてはまちだ子育てサイトをご覧ください。か、お問い合わせください。

〜義務教育就学児医療費助成制度(マル子)〜

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2139

義務教育就学児（小・中学生）が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成する制度です。

保護者の所得制限はありません。

「ひとり親家庭等医療費助成制度」等、助成割合が有利な他制度に該当する場合は、そちらが優先されます。

助成内容

【入院・調剤】

保険診療の自己負担額を全額助成します。

【通院】

保険診療の自己負担額の200円を超える部分を助成します。1回につき200円をお支払いください。200円未満の場合は実額をお支払いください。

※保険診療以外の医療費や入院時の食事療養費は、助成の対象となりません。

申請方法

必要書類を添えて、子ども総務課、各市民センターの窓口または郵送で申請してください。必要書類についてはまちだ子育てサイトをご覧ください。お問合わせください。

高校生等医療費助成制度(マル青)

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2139

高校生相当年齢の児童（高校に在学していなくても、対象となります。）が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成する制度です。

保護者の所得制限があります。保護者の所得が所得限度額を超過している場合は、医療証を交付できません。詳細についてはお問合せください。

「ひとり親家庭等医療費助成制度」等、助成割合が有利な他制度に該当する場合は、そちらが優先されます。

助成内容

【入院・調剤】

保険診療の自己負担額を全額助成します。

【通院】

保険診療の自己負担額の200円を超える部分を助成します。1回につき200円をお支払いください。200円未満の場合は実額をお支払いください。

※保険診療以外の医療費や入院時の食事療養費は、助成の対象となりません。

申請方法

必要書類を添えて、子ども総務課、各市民センターの窓口または郵送で申請してください。必要書類についてはまちだ子育てサイトをご覧ください。お問い合わせください。

その他の医療費助成制度

■保健予防課保健予防係 ☎ 042-725-5422

◇小児慢性特定疾病医療費助成

慢性腎疾患、慢性心疾患や先天性代謝異常症等、小児慢性特定疾病にかかっている満18歳未満の児童等（更新の場合、満20歳未満までの延長あり）に対して、その治療に係る医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。詳細については、次のホームページをご確認ください。

○小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要（東京都福祉局）
[小児慢性特定疾病医療費助成 東京都福祉局 \(tokyo.lg.jp\)](http://tokyo.lg.jp)

◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等（障害者総合支援法等他の制度利用ができない児童等）に対し、必要な日常生活用具を給付する制度です。給付を希望される方は、申請前にご相談ください。本制度や申請方法等について説明します。

◇養育医療

身体の機能が未熟のまま（※出生時体重が2,000グラム以下または特定の症状があること）出生し、医師が入院養育の必要を認めた1歳未満の乳児を対象に、指定養育医療機関における入院中の医療費および食事代の自己負担分を助成する制度です

◇育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童で、手術等により障がいの程度を軽減し取り除くなど、確実な治療効果が期待できる方が指定自立支援医療機関において必要な治療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。

◇大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息等）にかかっており、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上在住している18歳未満の児童に対して、その治療に係る医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

4 子どものこと



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

ひとり親家庭で、日常生活に著しく支障を来している場合、ホームヘルパーを一定期間派遣します。

※「日常生活に著しく支障がある」とは、保育園・学童保育クラブなど他の制度を利用してもなお保育にかける状況が生じてしまうことをいいます。

対象 次のいずれかに該当する方

1. ひとり親家庭となってから2年以内で、生活環境が激変して日常生活を営むのに支障が生じているため、支援を必要とする家庭
2. 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
3. 就職活動及び自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等、自立促進に必要と認められる場合
4. 疾病（ごく短期間のもの）・事故・災害など社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活支援や子育て支援が必要な場合
5. 小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、保護者の就業の事情により、生活援助や子育て支援を必要とする場合

サービス内容 次のうち、必要と認められたもの

1. 育児
2. 育児に伴う食事の世話・掃除・洗濯など軽易な家事

費用

世帯の所得に応じて、費用の負担があります。

申請方法

子ども家庭支援課までお問い合わせください。

♡ショートステイ♡

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

保護者の方が、病気・冠婚葬祭・育児疲れ・出産などで一時的にお子さんを養育できないときにお預かりします。詳しくはお問い合わせください。

対象年齢 0歳（生後3ヶ月）～12歳（小学6年生）

※事前登録で利用可能。受け入れ人数には限りがあります。

♡トワイライトステイ♡

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

保護者の方が、仕事や家族の介護等で帰宅が夜間に及ぶときや休日に、22時までお預かりします。詳しくはお問い合わせください。

対象年齢 2歳～12歳（小学6年生）

※事前登録で利用可能。受け入れ人数には限りがあります。

♡産後の育児支援ヘルパー派遣♡

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

「日中家に誰もいなくて不安」、「子どもに手がかかるので家事ができない」、「双子なので大変」などの場合に、ご自宅にヘルパーが伺ってお手伝いします。詳しくはお問合せください。

対象年齢 0歳～2歳未満（双子は3歳未満）

保育所

■保育・幼稚園課支援係 ☎ 042-724-2137

児童の保護者が就労や疾病などにより、日中家庭で保育することができない場合、その児童を保護者に代わって保育する施設です。すでに保育所等に在園している児童がいて、ひとり親家庭になった場合、手続きをすることで利用者負担額（保育料）が変更や給食費軽減対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

学童保育クラブ

■児童青少年課 ☎ 042-724-2182

保護者が仕事をしているなどの理由で、日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、遊びと生活の場を提供する施設です。すでに学童保育クラブに入会している児童がいて、ひとり親家庭になった場合、手続きをすることで利用者負担額（育成料）が減免される場合があります。入会要件、申し込み方法、ひとり親家庭になった場合の手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

町田ファミリー・サポート・センター

☎ 042-703-3990

✉ fami-sapo1@machida-shakyo.or.jp

“子育ての手助けをしてほしい人”と“子育ての協力をしてくれる人”との相互援助活動を行う会員組織です。センターでは依頼を受けて手助けしてくれる援助会員（有償ボランティア）を紹介します。詳しくはお問い合わせください。QRコードからホームページをご覧ください。

開所 (月)～(土) 8:30～18:00



子どもの生活・学習支援

◇まこちゃん教室（子どもの生活・学習支援）

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

地域の大学生がお子さんの学習などをサポートします。

- 少人数学習を通して、基礎学力を定着・学力向上をサポート
- 高校・大学進学など、将来の目標を考える機会を提供

費用 無料

支援内容 実施内容はお問合せください。

対象

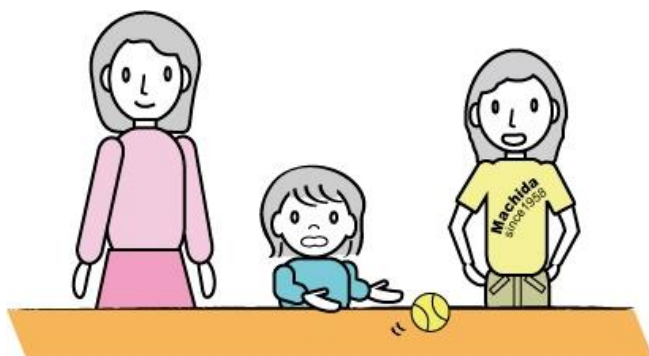
児童扶養手当受給世帯： 小4～中3

生活保護受給世帯： 小4～中3

養育家庭： 小4～小6

コース名	場所	定員 (選考)
火曜日コース	町田駅周辺の会場	40人
木曜日コース		40人
派遣コース	受講者の自宅 (保護者の在宅時に限る)	20人

5 日常生活について



生活保護

■生活援護課相談係 ☎ 042-724-2134

病気や障がいその他の事情により収入が途絶えたり、また収入が少なく資産や能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方は生活保護相談をご利用ください。

生活保護の制度は、国が生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障し、あわせてその自立を助長することを目的としています。

具体的には、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回ると判断される場合に、その状況下にある期間の不足分を扶助するものです。

また、生活保護の対象となる方で、住居がない場合には宿泊所等をご案内することもできます。

まずはお問い合わせください。

生活・就労相談窓口

■生活援護課生活・就労相談担当 ☎042-724-4013

経済的に困っている方に対する相談窓口です。専門の相談員が親切、ていねいに相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行います。

1. 自立相談支援（基礎的支援）

生活と就労に関する相談を通して相談者の抱える課題を全体的にとらえ、一人ひとりの状況に応じて支援計画をつくります。相談者と面談を重ね、情報を提供し、関係機関と連携して課題の解決を図ります。また、課題に応じて次ページのような支援を行っています。

2. 家計相談支援

家計管理が苦手な方を対象に、相談員と一緒に家計を把握し、課題を見つけ、家計の改善に結びつける支援を行います。相談の方法は、家計の収入、支出に関する資料（給与明細、買い物レシート、医療費の領収書など）をお持ちになって直接窓口にお越しください。

3. 住居確保給付金

離職等により、住居を失ったまたは失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動をすることなどを条件に一定の期間、賃貸住宅の家賃額を支給しています。くわしくは、窓口にてご相談ください。

4. 就労準備支援

長期間仕事をしていない方や社会との関わりが苦手な方等、直ちに就労や自立が困難な方へ支援を行います。居場所づくりや生活改善、ボランティア体験等を通じて、就労や自立を達成し、安定した生活ができるよう支援します。

🌀水道料金・下水道料金の減免🌀

児童扶養手当を受給すると、水道料金の基本料金と1ヶ月あたり10m³までの従量料金及び下水道料金の1ヶ月8m³までの使用料の免除が受けられます。

(※都議会の決議に基づき、2026年3月31日まで水道料金の減免措置を実施するものです。)

お問い合わせ先

■東京都水道局お客さまセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-091-100

ナビダイヤルを利用できない場合 ☎ 042-548-5110

書類の送付先

■東京都水道局町田サービスステーション

〒194-0036

東京都町田市木曽東1-4-1

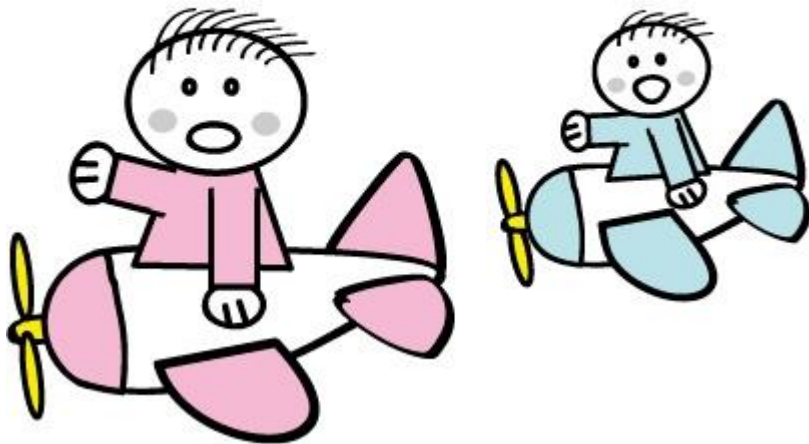
対象

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している方（受給者または扶養義務者の所得により全部支給停止の方は対象になりません）

申請方法

児童扶養手当または特別児童扶養手当が認定になった時（または支給停止解除になった時）に、町田市の担当部署が証書と一緒に水道料金・下水道料金免除申請書をお送りしますので、申請書を東京都水道局町田サービスステーションに提出してください。

6 仕事について



♡ 自立支援プログラム ♡

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭のお父さん又はお母さんの自立、就労支援、資格取得のためのご相談をお受けします。

それぞれの方のニーズに応じ、自立目標や支援内容について個別の計画書を作成し、ハローワークと連携しながら、具体的な就労につなげていくものです。

♡ 自立支援教育訓練給付金事業 ♡

■子ども家庭支援課 ☎ 042-724-4419

ひとり親家庭のお父さん又はお母さんの自立を支援するため、就業を目的とした教育訓練に関する講座の受講に要する費用の一部を給付金として補助しています。

対象

1. 町田市内に住所のあるひとり親家庭のお父さん又はお母さんで、18歳以下のお子さんを扶養し、児童扶養手当を受給している方、あるいはそれと同程度の所得水準の方
2. 過去にこの給付金を受けていないこと

支給対象となる講座

雇用保険制度による厚生労働省の指定教育訓練講座(一般・特定一般・専門実践)であることが必要です。詳しくは、厚生労働省の「[厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム](#)」でご確認ください。

対象となる費用と支給金額

受講（訓練）する講座の入学金や授業料（受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望による訓練等に要する費用は除きます。）の合計の6割相当額です。ただし上限額は20万円で、12,000円以下は支給されません。

雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がある方は、支給対象額の6割から雇用保険法による給付額を除いた額で、双方の支給の合計上限額が20万円となります。専門実践の合計上限額は、修業年数×40万円の額（160万円上限）となります。

申請方法

受講開始前に必ず子ども家庭支援課に事前相談をし、講座の指定を受けることが必要です。その後受講（訓練）を開始し、修了後給付金の支給申請をします。

高等職業訓練促進給付金支給事業

■子ども家庭支援課

☎ 042-724-4419

ひとり親家庭のお父さん又はお母さんの自立を支援するため、就業を目的として高等職業訓練を受講している場合に、訓練促進給付金と修了支援給付金を支給しています。

対象

※すでに何らかの国家資格をお持ちの方は、対象になりません。

1. 町田市内に住所のあるひとり親家庭のお父さん又はお母さんで、18歳以下のお子さんを扶養し、児童扶養手当を受給している方、あるいはそれと同程度の所得水準の方。
2. 6ヶ月の修業が必要な国家資格取得あるいはその受験資格が得られる養成機関に在籍していること。(訓練促進給付金)
3. 2の養成機関を修了した方。(修了支援給付金)
※ただし、訓練開始日においても要件がそろっていた方
4. 現在、主旨を同じくする他の給付金を受けていないこと。また、過去に受けたことがない方。
5. 職業訓練を受講することで資格の取得が見込まれる方

対象となる講座

看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、LPI認定資格など

支給金額

区分	種類	訓練促進給付金	修了支援給付金
	住民税の課税世帯	月額	70,500円
住民税の非課税世帯	月額	100,000円	50,000円

※民法877条第1項に規定する扶養義務者（直系血族あるいは兄弟姉妹）と同居している場合、課税されている方がいる場合には「課税世帯」の支給区分になります。

※訓練促進給付金は、修業期間の最終12ヶ月間は月額4万円の増額となります。

※訓練促進給付金の支給期間は48ヶ月が上限です。

申請時期

1. 訓練促進給付金 受講訓練を開始した日以降
 2. 修了支援給付金 受講訓練を終了してから30日以内
- ※受給要件や養成機関、必要書類など、訓練開始前にご相談下さい。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

■子ども家庭支援課

☎ 042-724-4419

児童扶養手当受給中のひとり親家庭の親、その家庭の20歳未満の子が適職に就くために高校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

対象となる費用と支給額

高卒認定試験合格を目指す講座受講に要する経費（入学料および受講料）で支給額は

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割
- ② 受講終了時給付金：受講費用の5割で、①として支給した金額を差し引いた額
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給
※各給付金に上限額あり

申請方法

受講開始前に必ず子ども家庭支援課に事前相談をし、講座指定を受けることが必要です。その後、受講を開始し、給付金の支給申請をします。

東京都立職業能力開発センター

求職中の方や新たに職業に就こうとしている方などに就職に向けて必要な知識・技能を学んでいただくための職業訓練を実施しています。

■東京都産業労働局雇用就業部能力開発課公共訓練担当

☎ 03-5320-4716

多摩地区では以下の3つの施設があります。

1. 多摩職業能力開発センター

場所 昭島市東町3-6-33 ☎ 042-500-8700

2. 八王子校

場所 八王子市台町1-11-1 ☎ 042-622-8201

3. 府中校

場所 府中市南町4-37-2 ☎ 042-367-8201

東京都ひとり親家庭支援センター

■東京都ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の就業に関する相談や職業の紹介等を行っています。来所による相談は原則予約制です。

☞ <http://www.haat.or.jp>

◇はあと飯田橋 ☎ 03-3263-3451

場所 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

ご利用時間	月・水・木・土	9時～17時30分
	火・金	9時～20時30分
	日・祝	9時～17時30分 (電話相談のみ)

◇はあと多摩 ☎ 042-506-1182

場所 立川市曙町2-8-30 立川わかぐさビル4階

ご利用時間	月・水・木・土・日・祝	9時～17時30分
	火・金	9時～19時30分

ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）とは、仕事をお探しの方に対して、さまざまなサービス（就職や転職を目指す方々に対して職業相談、職業紹介や雇用保険の手続きなど）を無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関です。

■ハローワーク町田

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/machida.html>

※ハローワーク町田は、窓口に応じて庁舎が2つに分かれております。

◇森野ビル庁舎

場所 町田市森野1-23-19 小田急町田森野ビル2階

◎職業相談・紹介業務（☎ 042-732-7309（直通））

※障がいのある方、生活保護受給者等支援対象者の職業相談・紹介業務は「本庁舎」となります。

<ご利用時間> 平日 8時30分～17時15分

土曜（第2、4のみ） 10時～17時

※土曜（第2、4のみ）は、窓口もしくはオンラインにて一般的な職業相談・紹介業務となり事前予約制

※森野ビル庁舎には、「マザーズコーナー」が常設されており、お子様と一緒に職業相談をしていただくことが可能です。（平日のみ）

◎雇用保険給付業務（☎ 042-732-7399（直通））

<ご利用時間> 平日 8時30分～17時15分

◇本庁舎

場所 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階

◎障がいのある方、生活保護受給者等支援対象者の職業相談・紹介業務（☎ 042-732-7316（直通））

<ご利用時間> 平日 8時30分～17時15分

■マザーズハローワーク

マザーズハローワークとは、仕事と子育ての両立を目指す方等の就職を支援する専門のハローワークとして国(厚生労働省)が運営する施設です。

◇マザーズハローワーク東京 (☎ 03-3409-8609)

場所 渋谷区渋谷 1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階

ご利用時間 平日 9時~17時

◇マザーズハローワーク立川 (☎ 042-529-7465)

場所 立川市柴崎町 3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設4階

ご利用時間 平日 9時~17時

■ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

ハローワークインターネットサービスとは、国(厚生労働省)が運営する求人情報をはじめとする雇用関係の情報を提供するサイトです。

求職者が自ら求人情報を検索することによって、求人・求職の結合を図ること等を主な目的としており、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークへの求職申し込みやハローワークの所在地等様々な情報を提供しています。

■東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した、くしごとに関するワンストップサービスセンターです。ひとりひとりの適性や状況を踏まえたきめ細やかな就業相談（キャリアカウンセリング）から、就業活動や就職後に役立つ知識・スキルを習得するための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、就職に関する一貫したサービスを提供しています。

◇東京しごとセンター多摩 ☎042-526-4510

◇女性しごと応援テラス多摩 ☎042-529-9001

 <https://www.tokyoshigoto.jp/tama/>

場所

立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都立川市合同施設3階

◇東京しごとセンター ☎03-5211-1571

 <https://www.tokyoshigoto.jp/>

場所

千代田区飯田橋3-10-3

ご利用時間

月～金曜日 9時～20時

土曜日 9時～17時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

7 年金・税金



国民年金保険料の免除制度

■ 保険年金課 国民年金係 ☎ 042-724-2127

国民年金の第一号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合などに、保険料が免除されます。この免除には「法定免除」と「申請免除」があります。

第一号被保険者とは

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（学生を含む）。ただし、厚生年金保険や共済組合に加入している方およびその方に扶養されている配偶者を除く。

法定免除

次のいずれかに該当している時、届出をすれば保険料が免除されます。

1. 障害年金の1級、2級を受けているとき
2. 生活保護法の生活扶助などを受けているとき
3. 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき

申請免除

本人、世帯主ともに次のいずれかに該当するとき、保険料の免除を申請することができます。この申請が承認された場合には、保険料の全額又は一部が免除されます。

1. 前年の所得が一定額以下のとき
2. 生活保護法の生活扶助以外の援助を受けているとき
3. 障がい者や寡婦、ひとり親で前年の所得が135万円以下
4. 天災・失業などで保険料を納めることがたいへん困難であると認められるとき

税の控除

■市民税課 ☎ 042-724-2114、2115

母子家庭・父子家庭の方で、一定の要件にあてはまる場合には、申告により、所得税・住民税の課税対象となる所得金額から一定額を差し引くことができます。

◇ひとり親控除

「配偶者と離別、死別または配偶者が生死不明の方」または「未婚のひとり親」で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方。

※ただし、本人の合計所得金額が500万円を超える場合は対象外です。詳細についてはお問い合わせください。

◇寡婦控除

以下のいずれかに該当する方（「ひとり親控除」に該当する方を除く）。

1. 夫と離別、死別または夫が生死不明で、子以外の扶養親族を有する方
2. 夫と死別または夫が生死不明な方。

※ただし、1,2いずれも本人の合計所得金額が500万円を超える場合は対象外です。詳細については、市民税課までお問い合わせください。

住民税の非課税

■市民税課 ☎ 042-724-2114、2115

次の1、2のいずれかに該当する方には住民税（所得割・均等割）は課税されません。ただし、2の方は退職所得につき分離課税される所得割については課税されます。

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
2. ひとり親控除または寡婦控除の要件に該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方

小額預金利子所得(マル優)等の非課税

■町田税務署 ☎ 042-728-7211 または各金融機関

金融機関に所定の手続きをすることにより、一定限度額以内の預貯金の利子等が非課税になります。

対象者

寡婦年金の受給者、遺族基礎年金を受給する妻等

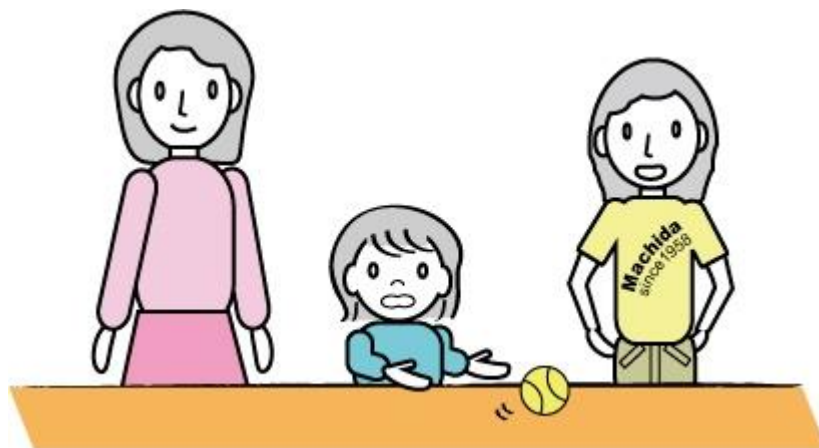
種類

小貯預金・小貯公債で、非課税限度額は各元本350万円

申請手続

印鑑、住民票の写し、年金証書等の対象者であることを証明する確認書類を添えて、非課税貯蓄申告書(金融機関等にありま)を金融機関等を経由して税務署長に提出します。確認書類等の詳細につきましては金融機関にお問い合わせ下さい。

8 交通機関の利用



JR通勤定期券の割引

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2143

児童扶養手当を受給中の方は、普通定期券運賃の3割引で通勤定期券を購入することができます（全部支給停止の方は対象にはなりません）。

対象

児童扶養手当受給者またはその者と同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とするすべての方（全部支給停止の方は受けられません）。

購入方法

定期券を購入する前に、子ども総務課で、定期券を購入する際に必要な書類の発行を受けてください。

その後、その書類を駅の窓口へ提示して定期券を購入してください。

必要書類

定期券の購入には、子ども総務課で発行される「**特定者資格証明書**」と「**特定者用定期乗車券購入証明書**」が必要です。
子ども総務課に次のものをお持ちのうえ、申請してください。

1. 児童扶養手当証書
2. 定期券購入者の写真
（最近6ヶ月以内のもの、正面上半身縦4cm×横3cm）

都バス・都電・都営地下鉄無料乗車券

■子ども総務課手当・医療費助成係 ☎ 042-724-2143

児童扶養手当を受給中の方は、都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券の交付が受けられます（全部支給停止の方は受けられません）。

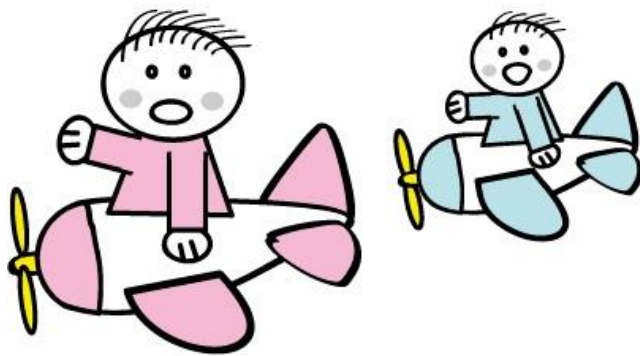
対象

児童扶養手当受給者または生計を同じくする者で、都営交通を利用する者のうちの1人が受けられます。ただし、全部支給停止の場合は受けられません。生活保護世帯の場合も受けられますが、重複して発行はできません。

手続き

児童扶養手当の支給開始月以降に、児童扶養手当証書をお持ちのうえ、申請してください。

9 公営住宅の入居



市営住宅

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 042-713-5094

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/ku/machida/index.html>

入居資格 (家族向)

次のすべてにあてはまる必要があります。

1. 申込者が継続して6ヶ月以上町田市内に居住していること
2. 申込者本人が成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、同居親族がいること
3. 世帯の所得が所得基準内であること
※所得基準の範囲については、お問い合わせください。
4. 入居する方が暴力団員でないこと
5. 住宅に困っていること
※自家所有者は原則として申し込めません。

募集時期

3月、6月、9月、12月（いずれも上旬）

※空き家の発生状況により行いますので、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへお問い合わせください。

募集方法

募集案内付属の申込書にて郵送受付（×切は募集案内参照）

募集案内配布場所

募集案内は、募集時期のみ配布します。また、上記のホームページにて募集案内配布期間中のみダウンロード可能です。

町田市役所市庁舎（1階総合案内・8階住宅課）、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・小山・堺の各市民センター、町田・鶴川・玉川学園の各駅前連絡所、木曽山崎連絡所、東京都住宅供給公社町田窓口センター

※東京都住宅供給公社町田窓口センター

場所 町田市原町田5-8-18 きめたハウジング第21ビル3階

営業時間 平日9時～18時

○市営住宅の入居・管理事務は、東京都住宅供給公社が代行しています。

🌀都営住宅🌀

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎（都公募）03-3498-8894

（地元公募）042-713-5094

🖥 <https://www.to-kousya.or.jp/>

入居資格（家族向）

次のすべてにあてはまる必要があります。

1. 東京都内に居住していること
※地元公募は、町田市内に居住していること
※ポイント方式は、3年以上東京都内に居住していること
2. 申込者本人が成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、同居親族がいること
3. 世帯の所得が所得基準内であること
※所得基準の範囲については、お問い合わせください。
4. 入居する方が暴力団員でないこと
5. 住宅に困っていること
※自家所有者は、原則として申し込めません。

☆地元公募とは、入居資格を町田市民に限定した、町田市内の都営住宅の募集です。

☆ポイント方式とは、抽選ではなく住宅困窮度の高い方から順にあっせんする方式です。応募の世帯要件のひとつにひとり親世帯が含まれています。

募集時期

募集時期は以下の通りです。

定期募集 (いずれも募集月の上旬)	東京都全域	5月/11月 2月/8月 (ポイント方式)
	地元公募	6月/12月
毎月募集	—	毎月中旬～下旬

募集方法

◎定期募集 … 募集案内付属の申込書にて郵送受付(×切は募集案内参照)

◎毎月募集 … オンライン申込または郵送受付

募集案内配布場所

募集案内は、募集時期に定期募集のみ配布します。また、上記のホームページにて募集案内配布期間中のみダウンロード可能です。

毎月募集は、「都営住宅入居者募集サイト」で空き住戸を確認できます。町田市役所市庁舎(1階総合案内・8階住宅課)、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・小山・堺の各市民センター、町田・鶴川・玉川学園の各駅前連絡所、木曽山崎連絡所、東京都住宅供給公社町田窓口センター

※東京都住宅供給公社町田窓口センター

場所 町田市原町田5-8-18 きめたハウジング第21ビル3階

営業時間 平日9時~18時

☆都営住宅の一部については、随時募集も行っています。

- いつでもオンラインで申込みができる募集です。

※オンライン申込が難しい方は電話受付可能。

専用ダイヤル：03-5467-9266

FAX：03-3409-4527

午前9時~午後6時まで（土日祝日・年末年始を除く）

- 入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申し込みから3か月程度で入居できます。
 - 抽選は行いません。
- 詳しくは、「[JKK 東京 随時募集](#)」のサイトをご覧ください。

∞ 公営住宅以外の公的な住宅 ∞

■UR賃貸住宅 ☎ 03-3347-437

■公社住宅 ☎ 03-3409-2244

※詳細につきましては、各連絡先にご連絡ください。

∞ 住まいの電話相談窓口 ∞

■町田市居住支援協議会

住まいにお困りの方を対象とした電話相談窓口です。町田市の居住支援事業として社会福祉法人の悠々会に委託しています。

☎ 050-5526-1681（住まいの電話相談窓口専用ダイヤル）

FAX：042-737-7289（悠々会）

受付時間 平日 午前8時半～午後5時（祝日、年末年始を除く）

10 母子福祉団体



母子寡婦福祉会

■町田市母子福祉会（やくし会）

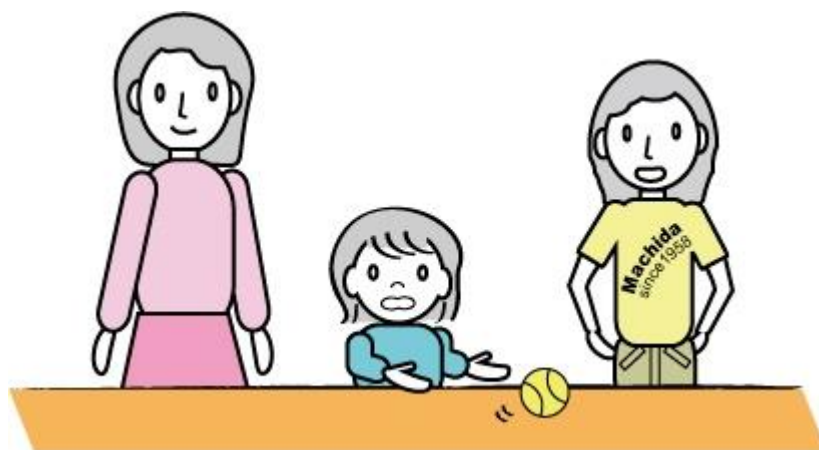
☎090-8117-1487 会長：齊藤 笑子

場所

町田市野津田町3270 やくし池公園内 やくし茶屋

母子寡婦福祉会は、母子・寡婦家庭など、同じ境遇の皆さんが集まって、語り合い、励まし合って、親睦と生活の向上を図るための自主的な団体です。母子家庭に関する情報交換や相互扶助のほか、各地区の実状に応じた日帰りレクリエーション事業、懇親会を行うなど、活発に活動しています。

11 ちょっと便利な情報



市の業務等の問い合わせ先

■町田市代表電話

☎042-722-3111 (代表)

Fax: 042-724-5600



お問合せフォーム
バーコードからご参照ください。

受付時間

7時～19時 (年中無休)

市の業務や手続き、公共施設案内、市が主催または関係するイベント情報などを、オペレーターがお答えします。

また、問い合わせの多い項目については、「よくある質問と回答 (FAQ)」(下記二次元バーコード) としてホームページで公開していますので、ご利用ください。

※個人情報を含むものや専門的なお問い合わせは担当課におつなぎします。



よくある質問と回答 (FAQ)

■町田市イベントダイヤル・イベント申込システム(通称イベシス)

☎ 042-724-5656

(町田市イベントダイヤル)



町田市イベント申込システム

市が主催または関係するイベントへの参加申込ができます。イベント申込システムをご利用の場合、スマートフォンやパソコンから申込が24時間できます。※¹

受付時間

町田市イベントダイヤル 7時～19時(年中無休)

町田市イベント申込システム(通称イベシス) 24時間(年中無休)

■AIチャットボットによる問い合わせ自動応答サービス

住民票、戸籍、子育て、ごみの出し方などの手続きや制度に関するお問い合わせに対して、AIが対話形式で回答し、詳細については質問に該当する町田市ホームページやまちだ子育てサイト等をご確認いただくよう案内します。お気軽にご利用ください。※²

方法

パソコンやタブレット、スマートフォンから24時間365日利用できます。



AIチャットボット
(自動会話プログラム)

※¹一部イベントには対応していません。

申込初日の受付はイベントダイヤル・イベシスともに正午からです。

※²ご質問内容によってはAIが回答できない場合があります。AIが質問に回答できない場合は、町田市ホームページにある「よくある質問と回答(FAQ)」ページをご案内します。

※¹※²共通して利用に関わる通信費等は利用者負担です。

子ども・子育て情報

■町田市メール配信サービス（子どもや子育てに関する

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/1/491.html>

町田市から、LINE やメールで子育て情報を定期的にお届けするサービスです。

※ 通信料がかかることがあります。



町田市メール配信サービス
(子どもや子育てに関する情報)

- 子どもが遊べる身近な保育園等の「子育てひろば※1」情報
- 子どもセンター・子どもクラブ※2・Nature Factory 東京町田（旧 大地沢青少年センター）・町田市子ども創造キャンパスひなた村のイベント情報
- 市立保育園の献立（給食）情報 など

※1 子どもひろばとは、保育園等で行っている就学前の子どもとその保護者を対象とした遊び場です。

※2 子どもセンター・子どもクラブとは、0歳～18歳までの子どもを対象とした児童館です。

■X(旧Twitter)子ども・子育て情報（町田市公式）

（ @machida_kodomo ）
町田市から X で子育て世帯向けの情報を発信しています。



X
子ども・子育て情報
(町田市公式)

- 子どもや保護者向けのイベント情報
- 子どもセンター等の臨時休館、入館制限の情報
- 広報まちだに掲載している子どもに関する手続きの情報など

インターネットで情報収集

■まちだ子育てサイト



 <https://kosodate-machida.tokyo.jp/>

まちだ子育てサイト

妊婦から18歳未満のお子さまがいる子育て世帯向けの情報を掲載したウェブサイトです。数多く存在する子育て情報の中から、保護者のニーズに合った情報を素早く把握できます。

■シングルママ・シングルパパ 暮らし応援ナビ Tokyo

 <https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp>

シングルママ・シングルパパ（あわせて「ひとり親」とよびます）やこれからひとり親になる、なるかもしれない方に向けた東京都の情報サイトです。

各区市町村や支援機関が実施している支援施策の情報を横断的に検索できるポータルサイトとなっており、一人ひとりの状況に合った情報を見つけることができます。

■東京ウィメンズプラザ

 <https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/>

豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点です。

主な事業

1. 相談事業
2. 普及・啓発及び交流事業
3. 施設の提供

■とうきょう福祉ナビゲーション

 <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

都民の皆様が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。福祉サービスを選ぶときにご利用ください。

「子ども」「障がい者」「ひとり親家庭・女性」など、そのニーズから必要とするサービスを簡単に見つけることができます。

1. 福祉サービスを提供している3万件以上の福祉施設や事業所を紹介しています。
2. 福祉施設や事業所が提供する福祉サービスについて、第三者機関が評価した結果を見ることができます。
3. その他介護サービス情報の公表、福祉用具に関するさまざまな情報の紹介、福祉サービスの相談など東京の福祉のオールガイドです。

■東京都医療機関案内サービス ひまわり

 <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

都民の皆様へ、都内の医療機関の場所や診療の内容などの情報を提供し受診の参考にさせていただくためのものです。このサイトでご案内している医療機関の情報は、以下のとおりです。

- ・名称、所在地、診療科目や診療日・診療時間などの基本的情報
- ・対応できる治療内容や、院内体制・院内サービス、交通アクセス等

町田市ひとり親家庭のしおり

発行 2024年4月（2024年度版）
町田市子ども生活部子ども総務課

編集 町田市子ども生活部子ども総務課
〒194-8520
町田市森野2丁目2番22号
電話 042-724-2143（直通）